

# 「リモートアクセス」について

平成25年11月25日

総務省  
政策統括官（統計基準担当）

## 「リモートアクセス」とは、

- ◆ 遠隔地の利用者が、通信回線を経由して、公的統計機関等の運用主体が管理するシステム（中央施設のサーバー）にアクセスし、遠隔操作により調査票情報の分析を行うもの。
  - ◆ セキュリティ確保のため、通信回線は専用回線を使用。また、シンクライアント技術※を活用し、利用者端末からの操作を制御（調査票情報のダウンロード、プリントアウトの禁止等）。
- ※ シンクライアント（Thin client）：利用者端末（クライアント端末）には必要最小限の処理機能のみを持たせ、ほとんどの処理をサーバ側で集中管理するシステム。利用者端末にはデータを持たせない。
- ◆ 通信回線を経由して、遠隔地でのデータ分析を可能とする点で「プログラム送付型集計・分析」と類似しているが、「リモートアクセス」の特性として、下記の点が挙げられる。
    - ・ 調査票情報を参照しながらの作業が可能。（「プログラム送付型集計・分析」の場合は、テスト用データのみ）
    - ・ 運用主体による審査（秘匿性の確認）は、個々の集計・分析結果すべてを対象とするのではなく、最終的に持ち出しを希望する成果物に対し実施することで手続きの簡素化、事務の効率化が可能。

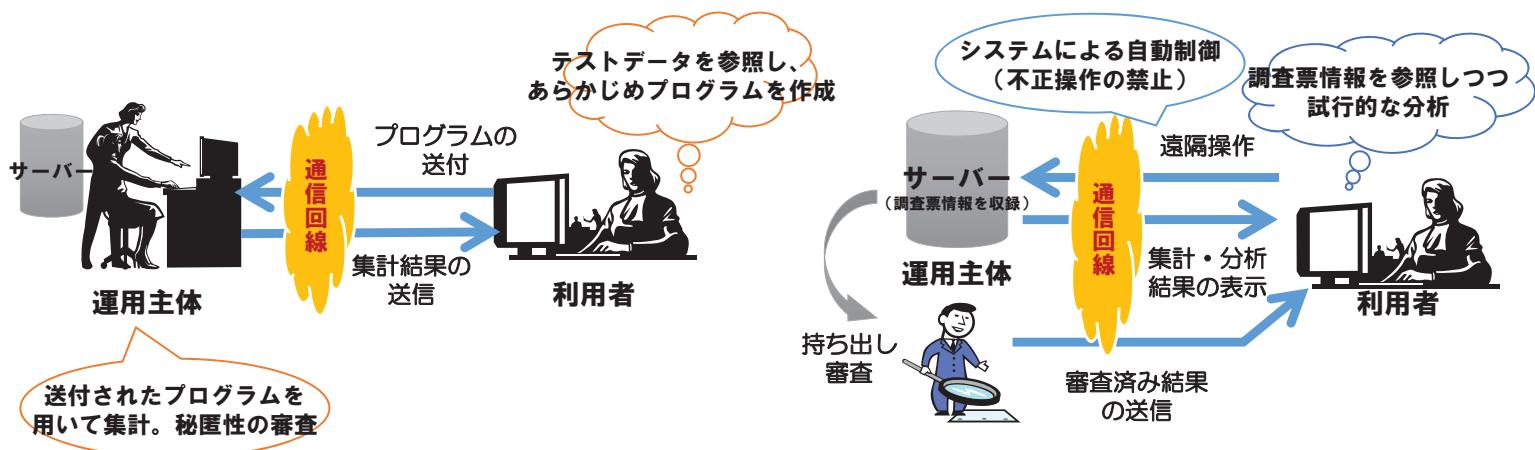
## (参考) イメージ図

### プログラム送付型集計・分析 (Remote Execution)

### リモートアクセス (Remote Access)

- 利用者が自ら集計のためのプログラムを作成し、運用主体に集計・分析を依頼
- 運用主体は依頼に基づいて集計・分析を行い、審査済みの結果を利用者に提供
- プログラム作成の段階で、最低限必要な秘匿処理を施すことを義務付け

- 中央施設のサーバーと利用者端末との間を通信回線（専用回線）で接続
- 利用者は遠隔操作により集計・分析を実施（操作内容はシステムにより自動制御）
- 運用主体による審査は、持ち出しを希望する研究成果物（集計・分析結果）が対象



2

## 諸外国における導入状況

- リモートアクセスについては、オンライン施設の運用の効率化のために導入が進められてきた。  
各オンライン施設で取り扱うデータを中央施設のサーバーにより一元管理が可能となる。  
また、研究成果物（集計・分析結果）の秘匿性審査も中央施設の職員が実施することが可能であるため、審査のための要員を各オンライン施設に常駐させることが不要となる。
- さらに、公的統計機関等が運用するオンライン施設での利用にとどまらず、必要なセキュリティ要件（ウェブカメラや指紋認証の導入等）を満たす場合には、利用者の個別の研究室をオンライン施設とみなして、リモートアクセスを認めている例（オランダ、スウェーデン、フランス、デンマーク等）がみられる。

次頁「統計委員会と統計利用者との意見交換会（平成25年3月28日）」  
一橋大学 神林准教授 提出資料及び説明概要（抜粋版）参照

3

# 1. オンサイトとリモートアクセス

## リモートアクセスの現状

### - オンサイト施設のリモートアクセス化

- オンサイト施設そのものにデータを移すのではなく、中央のサーバーにリモートアクセスすることにより、オンサイトに必要な設備を軽減する。(CAN, FRA, GER)

### - 個別の研究室をオンサイトとみなし、リモートアクセスを認める。(NET, DEN, SWE)

- 原理上、オンサイト施設を国内に限定する必要がない。

### 【神林准教授による説明概要（抜粋）】

・オンサイト施設は物理的に外部と遮断することが必要であり、ネットワーク的にも分離する必要があるので、データはオンサイト施設に格納することになり、そのために施設に計算機を備え付ける必要がある。そして出力結果を外部に持ち出す際には、オンサイト施設に常駐する統計部局の施設の職員が確認し、その許可を得てから持ち出すことができるという手順が大体確立している。各国の主要な違いは、出力結果をチェックする方法にある。2000年代にオンサイト施設が出てきた当時は、出力結果の持ち出しについて、常駐する職員が目視でその都度結果をチェックしていた。現在では、これに工夫が加えられていて、外部に持ち出すファイルを中央の統計部局に送り、許可され次第、それを研究室で使用するという手順になりつつあり、リモートでチェックするという方法が普及してきている。

・オンサイト施設に常駐職員がいることが運営費用の中の大きな部分を占めており、リモートで出力をチェックできる場合には、その負担を軽減することができるという利点がある。リモートでチェックできる場合には、オンサイト施設は、物理的に管理された空間だけということになる。

・最近、欧州を中心に、個別の研究室をオンサイト施設とみなしてリモートアクセスを認めるということが始められている。リモートでチェックできるのであれば、物理的な環境の制御に論点が集約されるので、例えばオランダ、スウェーデン、フランス、デンマーク等の国々では、各研究室にウェブカメラや指紋認証を導入することで、オンサイト施設と同様とみなすということが行われている。このような形でリモートアクセスを行う場合、データは統計部局の中央サーバにしかなく、研究室のシンクライアントのシステムでアクセスをするので、出力は画面でしか見ることができず、写真に撮るなどしない限りデータは流出せず、国によってはそれで問題ないという理解をしていることになる。